

「神戸市みんなの手話言語条例（案）」について

障害者権利条約が、2006 年 12 月の国連総会で採択されました。条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や障害者の権利・尊厳を守る事を謳っており、その中で、手話が法的に言語として認められたことから、多言語国家を中心に憲法で言語と認知したり、手話言語法を制定したりする国が増加しました。

一方、日本では、2011 年に障害者基本法が改正され「手話を言語に含む」と明記され、昨年 1 月 20 日にようやく同条約を締結しましたが、いまだ手話言語法の成立には至っておりません。

そのような中、7 月 25 日外務省から都道府県と政令指定都市に対し「同条約の趣旨を理解の上、適切な対応をお願いしたい」との旨の通知が届いたところです。

神戸市においては、以前から神戸ろうあ協会や手話通訳者の方々が、ろう者からの相談、生活支援や会議等への手話通訳などに取り組まれてこられました。

今後は、それをさらに進めるため、手話に関する施策の総合的・計画的な推進、教育・民間・行政など幅広い取り組みの推進や、手話通訳者の地位向上に努めるなど、市をあげて“手話は言語であること”を広く普及させ、市民みんなで手話を日常的に使用できる環境の向上に寄与していくことを目指して、「神戸市みんなの手話言語条例案」を提案するものです。

◆ 添付資料 ◆

- ・ 条例案
- ・ 手話言語条例制定の自治体一覧

議員提出第55号議案

神戸市みんなの手話言語条例の件

神戸市みんなの手話言語条例を次のように制定する。

平成27年2月17日提出

提出者 神戸市会議員

田路裕規	藤原武光	池田りんたろう
崎元祐治	大井としひろ	川内清尚
川原田弘子	岩田嘉晃	大寺まり子
平木博美	伊藤めぐみ	人見誠
吉田謙治	大澤和士	山田哲郎
北川道夫	壬生潤	藤本浩二
向井道尋	沖久正留	菅野吉記
軒原順子	堂下豊史	高瀬勝也
浜崎為司	大野一	岡島亮介
たけしげ 栄二	松本しゅうじ	梅田幸広
坊池正	山口由美	石丸誠一
長瀬たけし	栄木まゆみ	五島大亮
安井俊彦	平野昌司	吉田基毅
安達和彦	守屋隆司	坊やすなが
むらの誠一	平井真千子	橋本健
佐藤公彦	かわなみ 忠一	

神戸市みんなの手話言語条例

手話は、ろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきました。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていました。そのため、様々な場面でろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話ろう者の「アイデンティティ」であり、「いのち」であったからです。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければなりません。

神戸市は、昭和52年に全国に先駆けて神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、神戸市は、市民みんなの手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力す

るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

理 由

手話に関する施策に係る基本的事項を定める等に当たり、条例を制定する必要があるため。

手話言語条例が制定された自治体 策定検討中の自治体

	施行順	自治体名	条例正式名称	成立日	施行日
条例 成立	1	鳥取県	鳥取県手話言語条例	2013年10月08日	2013年10月11日
	2	北海道石狩市	石狩市手話に関する基本条例	2013年12月16日	2014年04月01日
	3	北海道新得町	新得町手話に関する基本条例	2014年03月05日	2014年04月01日
	4	三重県松阪市	松阪市手と手でハートをつなぐ手話 条例	2014年03月24日	2014年04月01日
	5	佐賀県嬉野市	嬉野市心の架け橋手話言語条例	2014年06月20日	2014年07月01日
	6	北海道鹿追町	鹿追町手話に関する基本条例	2014年09月19日	2014年10月01日
	7	兵庫県加東市	加東市手話言語条例	2014年11月27日	2015年04月01日
	8	山口県萩市	萩市手話言語条例	2014年12月18日	2015年01月20日
	9	兵庫県篠山市	篠山市みんなの手話言語条例	2014年12月19日	2015年04月01日
	10	神奈川県	神奈川県手話言語条例	2014年12月25日	2015年04月01日
策定 検討中		群馬県			
		神奈川県			
		兵庫県明石市			
		兵庫県三木市			
		大阪府大東市			
		京都府城陽市			
		福島県郡山市			
		三重県伊勢市			
		北海道名寄市			
		北海道登別市			

福祉環境委員会
(保健福祉局)
平成27年2月19日

福祉環境委員会資料

＜神戸市みんなの手話言語条例関連＞

平成27年2月19日
保健福祉局

手話に関する施策の取り組み状況

1 本市の聴覚障害者数（平成26年3月31日現在）

聴覚障害による手帳所持者数 6,477人（身体障害者手帳所持者全体の8.1%）

うち1級、2級の手帳所持者 2,032人（聴覚障害者数の31.4%）

等級別内訳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
聴覚障害者数	384人	1,648人	793人	1,290人	19人	2,343人

※ 2級は両耳の聴力レベルが、それぞれ100デシベル以上の方（両耳全ろうー両耳が全く聞こえない状態）、1級は2級のうち聴覚以外の障害を有する重複障害者。

2 手話言語に関する動向

平成18年12月 国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択

『「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』（第2条）

平成23年8月 改正障害者基本法施行

「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」（第3条）

平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」締結

3 手話言語条例の制定状況

2県6市2町で制定

【参考】手話言語条例を制定した県市町

鳥取県、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市、北海道鹿追町、兵庫県加東市、山口県萩市、兵庫県篠山市、神奈川県 ー 以上、制定順

4 本市における手話に関する主な施策

（1）意思疎通支援のための取り組み

・手話通訳者の本庁・区役所等への配置

市役所、区役所等に来庁した聴覚障害者や職員に対する手話通訳、市主催行事における手話通訳の実施

《配置状況》 14名

（ 障害者支援課 2名、各区役所、北須磨支所、北区役所
北神保健福祉課、西区役所西神出張所 各1名 ）

- ・手話通訳者の個人派遣

福祉事務所等公的機関及び医療機関等において社会生活上必要不可欠な用務のために支援する場合に手話通訳者を派遣

《派遣実績》 平成25年度 3, 426件

平成26年度 2, 754件（12月末現在）

（手話通訳登録者数：121名 －12月末現在）

- ・手話通訳者養成研修の実施

手話通訳者養成カリキュラムに基づく養成研修を実施

《実施状況》 手話通訳者養成講座（昼の部、夜の部で定員各20名）

（2）市民啓発のための取り組み

- ・手話入門講座の開催

手話の初心者の方を対象として、各区で手話入門講座を開催

- ・ボランティア団体に対する支援

手話を学ぶボランティア団体「神戸市手話サークル連絡会」に対する運営経費補助

（3）その他の主な支援

- ・聴覚障害者情報センターの設置

聴覚障害者に対する情報提供施設として平成17年に灘区民ホールに設置（県・市共同設置）

- ・聴覚障害者情報センターに対する運営経費補助

- ・身体障害者福祉相談員事業の実施

聴覚障害者のための福祉制度やサービス利用に関する相談員を各区に配置

- ・ひばり学園（定員28名 2月1日現在 16名在籍 心身障害福祉センター内）

難聴児に対する言語聴覚療育を行う児童発達支援センター

5 教育委員会の取り組み

- ・難聴学級

湊川多聞小学校（2学級）、湊翔楠中学校（1学級）

- ・通級指導教室「きこえとことばの教室」

市内8教室（稗田、湊川多聞、谷上、板宿、西落合、西脇、枝吉、道場）

- ・特別支援学校

県立神戸聴覚特別支援学校（垂水区 対象：幼、小、中、高）